

宮城県仙台市宮城野区原町 3-1-8 原町プラザ 2 階
START GATE GYM
代表 中泉 翔 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40
ブライツシティ柏木 702 号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477



差 止 請 求 書

消費者市民ネットとうほく (以下、当団体という) は、消費者の権利擁護を目的として消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人であり、平成 29 年 4 月 25 日に内閣総理大臣から適格消費者団体として認定を受けております。

適格消費者団体は、事業者が訴訟外の是正申入れに応じない場合には、差止請求訴訟を提起することができます。当団体は、貴社に対し、消費者契約法 41 条 1 項の請求として、本差止請求書を送付いたします。これにより、本書面が貴社に到達すべき時から 1 週間を経過した後は、貴社に対し、差止請求に係る訴えを提起することが可能となります。

つきましては、本書面に対する貴社の対応を、本書到達後 2 週間以内に文書にてご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

(請求の要旨)

1 退会手続規定について

貴社が運営するスポーツジム会員規約第 10 条第 4 項の「退会手続きの際に一カ月分の会費をお預かりいたします。最終決裁確認後、返金いたします。振込での返金対応は一切できませんので、ジムの方に取りに来てください。」との条項 (以下、「本件退会手続条項」という) の使用停止を求めます。

2 退会制限条項について

(主位的請求)

貴社が運営するスポーツジム利用契約において、「0 円スタートプラン」(入会金無料・2 か月分会費無料・体験無料とする契約条件) の適用を受けた契約者について、「2 ヶ月間無料期間後 10 ヶ月は、退会、休会の手続きは行えません。」と定め

る契約条項（以下、「本件退会制限条項」という）の使用停止を求めます。

（予備的請求）

「2ヶ月間無料期間後10ヶ月は、退会、休会の手続きは行えません。」との条項を、契約後1年以内に退会、休会する場合は、入会金及び2ヶ月分の会費の合計額（それ以外に平均的損害がある場合はそれを加えた額）を支払う旨の規定に修正するよう求めます。

3 不当表示について

下記対象となる表示記載の表示を行うことの停止を求めます。

（表示媒体）

貴社のHP、インスタグラム、フェイスブック、ユーチューブ、パンフレット、チラシ

（対象となる商品、役務）

レスリング・ヨガ・ダンス・エクササイズ等のレッスン及びスポーツジム施設利用

（対象となる表示）

「0円スタートプラン」（入会金無料・2か月分会費無料・体験無料とする契約条件）の適用を受けた場合には退会制限期間があるなどの不利益条件が不随するにもかかわらず、「入会金0円、会費2ヶ月0円、体験無料」という消費者にとって有利な取引条件を大きな文字で強調する一方、当該契約に付随する不利益な条件（打消し表示）を記載しないか、離れた場所に小さな文字で記載している（有利な条件の表示の直前又は直後に、当該記載の少なくとも半分以上のポイントで不利益な条件を記載していない）広告表示。

（紛争の要点）

1 退会手続条項について

消費者契約法10条は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって（前段要件）、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項（後段要件）を無効とする、と定めています。

民法上、解約（退会）は相手方に対しその意思表示をすれば足りるところ、「退会手続きの際に1ヶ月分の会費をお預かりいたします。最終決裁確認後、返金いたします」と定める本件退会手続条項は、契約者にとって本来の義務ではない金銭（1ヶ月分の会費相当額、これは会費回収の担保とする趣旨と判断される）を支払うことを、解約手続を受け付ける条件として付加した上、通常の会費の支払いも行わせる（契約者は一時的に二重払をさせられることになる）ことを定めた規定であり、民法の規定（原則）に比し、消費者の権利を制限ないし義務を加重する規定に該当します（消費者契約法10条前段要件該当）。

手続制限の程度も、1ヶ月分の会費、会費との二重払いという金銭的負担に加え、預り金の返金を受けるためにジムに来訪しなければならない労力、時間、心理的負担を強いるというものであり、信義則に反し消費者の権利を一端的に害するものと言え（同条後段要件該当）、消費者契約法10条に違反します。

以上により、同法12条3項に基づき、請求の要旨1のとおり請求します。

2 退会制限規定について

(主位的請求について)

(1) 本件退会制限条項の内容と消費者契約法10条違反

本件退会制限規定は、「退会等手続きは行えない」という文言どおりに理解すれば「一定期間退会(解約)を禁止する」という規定であり、同規定は、以下の理由により消費者契約法10条に違反します。

(2) 一般法理に比して消費者の権利を制限する条項であること

本件スポーツクラブ利用契約は、レスリング・ヨガ・ダンス・エクササイズ等のレッスン及びスポーツジム施設利用を目的とし、月ごとに契約を更新する契約であることから、契約期間の定めのない継続的役務提供契約であり、契約の性質としては「準委任契約」とであると判断されます。

準委任契約は、民法656条、民法651条が適用され、「いつでも解約できる(651条1項)が、当事者の一方に不利な時期に解除した場合は損害賠償が必要となる(同条2項本文)、但し解除がやむを得ない事由による場合は損害賠償を要しない(同条2項但し書)」ものとされています。継続的な役務提供契約においては、役務の提供者に生じる損害を填補する限り解約は制限されないという一般法理があると言えます。

本件退会制限条項は、0円スタートプラン(以下、本プランという)を利用した契約者について、入会から1年間(会費支払い期間としては10ヶ月間)退会(解約)を禁止する規定であり、上記般法理に比して、消費者の権利を制限するものです(消費者契約法10条前段要件該当)。

(3) 信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に当たること

ア 消費者の不利益が多であること

制限の内容も、解約を禁止する期間が1年間と長期にわたること、やむを得ない事由(病気、怪我、妊娠、転勤等)による場合が除外されていない(解約できない)点が「いつでも解約できる、やむを得ない事由による場合は損害賠償も要しない」との原則を大きく制限するものであることから、消費者の不利益は多です。

イ 消費者契約法9条違反

また、本件退会制限規定は、実質的には、「1年以内に退会・休会した場合は、10ヶ月分の会費額から支払済の会費を引いた残額を違約金として支払う旨の約定(すなわち損害賠償の予約)」に等しいものと解されるところ、同規定により退会等の場合に支払いを要する金額は、以下の理由により、消費者契約法9条1号に違反します。

(ア) 消費者契約法9条1号は、契約の解除に伴う違約金等の額について、「平均的損害の額」を超える部分について無効と規定しています。

(イ) 本件退会制限条項によって支払いを要することになる金額は、以下のとおり、明らかに平均的損害を超える場合が生じます。

すなわち、貴社の契約では、通常の入会者は、前月5日までの申し出があればいつでも翌月以降退会できることになっています。本プラン適用者についても、減額された入会金と2ヶ月分の会費(6000円会費の場合22000円、8000円会費の場合26000円)の支払いを受ければ通常の入会者と同じ契約条件となり、割引分の貴社の損害は、基本的にはカバーされると判断されます。これに加えて逸失利益も損害になるとしても、それは経

費を差し引いた収益部分になることから、10ヶ月分の会費との差額全額が損害になるとは考えられません。具体的に見ても、①入会翌月～2ヶ月目の退会の場合、会費月6000円では60000円、月8000円では80000円、②3～5ヶ月目の退会の場合、会費月6000円では54000円～42000円、月8000円では72000円～56000円などは、明らかに平均的損害を超えるものと判断されます。

ウ 本件退会制限条項は、一般法理に比して消費者の権利を制限するものであり、制限の内容も、消費者の不利益が多大であることに加え、支払いを要する額が平均的損害を大きく超える部分がある（消費者契約法9条違反）ことから、信義則に反して消費者の権利を一方的に害するものとして、消費者契約法10条に違反すると判断します。

(4) 結論

よって、同法12条3項に基づき、請求の趣旨2のとおり請求します。

なお、申入れにおいては内容の修正（具体的には以下ア、イなど）も求めており、本書面に対するご回答に当たってはこちらもご検討下さい。

ア 本件条項により支払うことになる金額が、消費者契約法9条1号が定める平均的損害を超えない範囲の定めとなるよう修正すること

イ やむを得ない事由（病気、怪我、妊娠、転勤等）により退会・休会する場合等についてはこれを適用しないものとするよう修正すること

(予備的請求について)

本件退会制限条項が消費者契約法10条違反とまでは認められない場合でも、上記主位的請求(3)イで述べたとおり、本件退会制限条項によって支払いを要することになる金額は、平均的損害を超える場合が生じることが明らかです。

中途解約による貴社の損害は、本プラン適用によって減額した入会金及び2ヶ月分の会費の支払いを受ければほとんどが填補されるものと考えられることから、入会金及び2ヶ月分の会費（それ以外に平均的損害がある場合はそれを加えた額）を超える額の支払いを求める条項は、消費者契約法9条1号に違反すると判断されます。

よって、同法12条3項に基づき、請求の要旨2のとおり請求します。

3 不当表示について

本プランのHP広告は、消費者にとって有利な取引条件である「入会金0円、会費2ヶ月分0円、体験無料」が極めて大きく目立つように表示されている一方、当該契約に付随する不利益な条件である「2ヶ月間無料期間後10ヶ月は、退会、休会の手続きは行えません。」との注意書き（打消し表示）は極めて小さく見にくいものとなっています。

また、インスタグラム、フェイスブック、ユーチューブ上の本プランに関する広告を確認したところ、小さい字の打消し表示さえ記載されていません。

本プランに関する広告表示は、役務の販売価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものとして有利誤認表示（景品表示法5条2号）にあたります。

よって、景品表示法30条1項2号に基づき、請求の要旨3のとおり請求します。

4 まとめ

当団体は、本請求の前に、2021年（令和3年）7月26日付書面で同様の申入れを行っているところですが、貴社からは何らのご回答がありません。このまま貴社の応答・改善がない場合、差止請求訴訟の提起を検討しますので、訴訟提起に先立つ手続として消費者契約法41条に基づき、本書面を送付します。

(訴えを提起する予定の裁判所)

仙台地方裁判所

以上